

阿部育英基金

2023年度

奨学生募集のしおり

NHK会長でNHK学園初代理事長でもあった阿部真之助氏は、勉学の希望を有しながら経済的理由によってその希望を果たすことのできない子弟に対し、奨学援護を行いたいという強い考えを持っておられましたが、その実現をみることなく他界されました。

このため夫人の阿部さだ氏は、阿部真之助氏の遺志を継ぎ、その遺された資産によって、通信制の課程に在学する学生・生徒に対する育英事業を行うこととして、昭和39年、「阿部育英基金」を設立されました。

公益財団法人 阿部育英基金

東京都国立市富士見台二丁目36番地2

を確認後、奨学金の振込を行います。

4. 「阿部育英基金 奨学生申込書」 記入上の注意

(1) 上段の枠について

- 「氏名」には、必ずフリガナをつけてください。
- 本人および家族の「電話」は、日中でも繋がる番号を記入してください。
申込書に不備があった場合、ご記入いただいた電話番号にご連絡いたします。

(2) 「家族および所得状況」枠について

- 「氏名」欄には、生計を一にしている家族全員を記入してください。生計を別にする家族は記入する必要はありません。
- 「勤務先名称」と雇用形態については、具体的に記入してください。
- 「年齢」は、2023年9月1日現在で記入してください。

(3) 「年間所得額」欄について

- 2022年1月から2022年12月までの1年間に所得があった本人・家族は、
所得額を全て記入してください。
- 2か所以上から所得のある場合は、その合計額を記入してください。
- 所得額を証明する下記の書類（コピー可）を添付してください。

*市区町村が発行する「所得証明書」「課税証明書」

*勤務先が発行する「源泉徴収票」

*農業・自営業などの場合は、税務署が発行する「納税証明書（その2）」（確定申告の控え可）

*児童手当・扶養手当・各種年金等を受給している場合は、1年間（2022年）の受給額がわかる通知（通帳のコピー可）

*生活保護を受けている場合は生活保護受給額の記載のあるもの（通帳のコピー可）

*「養育費」「家賃」「地代」「親戚知人からの援助・扶養費」「失業給付」「兄弟の奨学金」等も、すべて所得に含みます。この場合も、所得額を証明する書類の提出をお願いいたします。

※通帳のコピーについて

該当する部分にマーカーで印をつけるなどしたうえ、最後のページの空欄にその合計金額を記載してください。残高など、必要のない部分は消していただいて構いません。

(4) 裏面の「家庭事情など」欄について

- 出願する事情を具体的に記入してください。
- 家族と別居し生活費が二重にかかる、家族が長い間入院している等、特別な事情のある場合はその事情を記入してください。

(5) 「本人の履歴」欄について

- 申込者の中学校卒業後の履歴を、年月日順に記入してください。
- 職歴は、勤務先を明記してください。所在地の市区町村名も記入してください。

(6) 「保護者等」について

- 保護者等とは、父、母、祖父母、勤務先の上司、施設の管理者など、連絡のとれる成人をいいます。
- 氏名を自署の上、捺印（認印）してください。

- ◇ 事実と異なる記載をしたり、必要な記載がない場合には、選考から除外します。また、採用後に事実と異なる記載が発覚した場合は、採用を取り消すことがあります。
- ◇ お送りいただいた奨学生申込みに関する書類は、返却はいたしません。
- ◇ いただいた個人情報は、奨学生の選考および選考後の資料送付、ならびに奨学金の支給事務など、当法人の運営に使用し、それ以外には一切使用しません。個人情報は、当法人で責任をもって保管または溶解処分します。
- ◇ お送りいただいた書類等は、当法人の規程に従って保管し、保管期間経過後は溶解他の方法により適切に処分いたします。

<問い合わせ先>

公益財団法人 阿部育英基金事務局 電話042-580-5021
平日 9時30分～12時、13時～17時30分